

令和 8 年

第 3 回 赤穂市教育委員会提出議案

日 時 令和 8 年 3 月 3 0 日 (月) 午後 2 時 0 0 分

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会



## 令和 8 年第 3 回 赤穂市教育委員会提出議案一覧表

報告 8	令和 7 年度 赤穂市一般会計補正予算（3 月）について
報告 9	令和 8 年度 赤穂市一般会計補正予算（3 月）について
報告 1 0 専第 2 号	専決処分の報告について 赤穂市新学校給食センター整備事業請負契約の締結 に係る議決変更について
報告 1 1	赤穂市食物アレルギー対応マニュアルの改定について
報告 1 2	赤穂市スポーツ推進計画の策定について
報告 1 3	赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 の制定について
報告 1 4	赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業実施要綱の 制定について
報告 1 5	赤穂市保育施設一時支援金交付要綱の制定について
報告 1 6	赤穂市スポーツ全国大会等出場激励金交付要綱の一部 を改正する要綱の制定について
第 1 0 号議案	赤穂市特定教育・保育施設給食費補助金交付要綱を廃 止する要綱の制定について
第 1 1 号議案	赤穂市立学校等の目的外使用条例施行規則の一部を改 正する規則の制定について
第 1 2 号議案	赤穂市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確 保措置実施計画（案）について
第 1 3 号議案	赤穂市教育委員会人事異動について
その他	問題行動、いじめ・不登校の状況について

報告 8

令和 7 年度赤穂市一般会計補正予算（3 月）について

令和 7 年度赤穂市一般会計補正予算（3 月）について、令和 8 年第 1 回赤穂市議会定例会で議決されたので、その内容につき次のとおり報告する。

令和 8 年 3 月 3 0 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

令和7年度赤穂市一般会計補正予算(3月)

(単位 千円)

番号	事業名	事業費	財源					内訳			摘要	目別
			国庫支出金	県支出金	地方債	寄付金	その他 特定財源	一般財源				
1	大規模改修事業	198,931	67,509		131,200			222			中学校屋内運動場改修工事 工事請負費 33,337千円 → 232,268千円	(中学校) 学校建設費
2	幼稚園照明設備改修事業	13,282	4,427	8,800			55				幼稚園照明設備改修工事 工事請負費 0千円 → 13,282千円	幼稚園費

報告 9

令和 8 年度赤穂市一般会計補正予算（3 月）について

令和 8 年度赤穂市一般会計補正予算（3 月）について、令和 8 年第 1 回赤穂市議会定例会で議決されたので、その内容につき次のとおり報告する。

令和 8 年 3 月 3 0 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

令和8年度赤穂市一般会計補正予算(3月)

(単位 千円)

番号	事業名	事業費	財源内訳						摘要	目別	
			国庫支出金	県支出金	地方債	寄付金	その他 特定財源	一般財源			
1	大規模改修事業	△ 198,931	△ 67,509		△ 109,200			△ 22,222	中学校屋内運動場改修工事 工事請負費	200,413千円 → 1,482千円	(中学校) 学校建設費
2	幼稚園照明設備改修事業	△ 13,282	△ 4,427	△ 6,600			△ 2,255	幼稚園照明設備改修工事 工事請負費	22,804千円 → 9,522千円		幼稚園費

報告 10

専決処分の報告について

専第2号 赤穂市新学校給食センター整備事業請負契約の締結に係る議決変更について

上記の事件、急施を要し教育委員会を開催する時間的余裕がなかったため、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分した。

よって、同規則同条同項の規定によりその承認を求める。

令和8年3月30日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

専第2号

赤穂市新学校給食センター整備事業請負契約の締結  
に係る議決変更について

令和5年6月9日議決の「赤穂市新学校給食センター整備事業に係る請負契約の締結について」の一部を次のように変更した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

令和8年3月24日

赤穂市教育長 尾上慶昌

記

4 契約金額中「2,944,172,440円」を「2,933,660,400円」に変更する。

報告 1 1

赤穂市食物アレルギー対応マニュアルの改定について

赤穂市食物アレルギー対応マニュアルを別紙のとおり改定したので報告する。

令和 8 年 3 月 3 0 日 提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

報告 1 2

赤穂市スポーツ推進計画の策定について

赤穂市スポーツ推進計画を策定したので、別冊のとおり報告する。

令和 8 年 3 月 3 0 日 提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

## 報告 1 3

### 赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、令和8年第1回赤穂市議会定例会で議決されたので、その内容につき次のとおり報告する。

令和8年3月30日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

#### 記

### 赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和7年赤穂市条例第53号）の一部を次のように改正する。

題名中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業」を「特定教育・保育施設等」に改める。

第1条中「第46条第2項」の次に「（法第54条の3において準用する場合を含む。）」を加え、「及び特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業」に改める。

第2条中「及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」を「、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に、「「府令」を「平成26年府令」に改め、「という。）」の次に「及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「令和7年府令」という。）」を加える。

第3条中「次条」を「第5条」に、「府令」を「平成26年府令」に改める。  
第5条を第6条とする。

第4条中「特定地域型保育事業」の次に「若しくは特定乳児等通園支援事業」を加え、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準）

第4条 法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定により条例

で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、令和7年府令に定める基準をもって、その基準とする。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 報告 1 4

### 赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業実施要綱 の制定について

赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業実施要綱が制定されるため、その内容につき次のとおり報告する。

令和 8 年 3 月 3 0 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

#### 記

### 赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業実施要綱

#### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、子育て支援を推進するため、特定教育・保育施設を利用する児童の保護者の経済的負担を軽減することについて、赤穂市補助金等交付規則（昭和 6 3 年赤穂市規則第 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 2 7 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (2) 対象児童 住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の規定により本市の住民基本台帳に記載され、市内に居住し、特定教育・保育施設に在籍する児童のうち、年度の初日において満 3 歳に達しているものをいう。
- (3) 保護者 法第 2 0 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。
- (4) 副食費 特定教育・保育施設における食事（副食に限る。）の提供に要する費用をいう。

#### (軽減の対象者)

第 3 条 この要綱による軽減の対象となる者（以下「対象保護者」という。）は、対象児童の保護者であって、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記載され、市内に居住しているものとする。ただし、国又は地方公

共同体の負担において、副食費に係る給付等を受けている場合は、この限りでない。

(軽減の額)

第4条 軽減の額は、対象保護者が対象児童の副食費として特定教育・保育施設に支払うべき額とし、対象児童1人当たり月額4,900円を上限とする。

(軽減の方法)

第5条 市長は、次に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める方法により対象保護者が負担する副食費を軽減するものとする。

- (1) 赤穂市立保育所対象児童に係る副食費から前条に定める額を減額する。
- (2) 前号の保育所以外の特定教育・保育施設対象保護者が特定教育・保育施設に支払うべき副食費について、対象保護者に代わり、前条に定める額を補助金として当該特定教育・保育施設に支払う。

2 前項第2号の規定による支払があったときは、対象保護者に対し副食費の軽減があったものとみなす。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、同項各号に定める方法により難いと認めるときは、対象保護者が特定教育・保育施設に副食費を支払った後に、対象保護者に対して、前条に定める額の補助金を交付することにより副食費を軽減することができる。

(交付申請)

第6条 前条第1項第2号の規定による補助金の交付を受けようとする特定教育・保育施設（以下「申請施設」という。）は、赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業補助金交付申請書（代理受領用）（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象保護者が支払うべき副食費が分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請施設に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた特定教育・保育施設（以下「交付決定施設」という。）は、当該交付決定を受けた年度が終了したときは、速やかに赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象児童に係る副食費を減額した実績を明らかにする書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査

の上、補助金の額の確定を行い、赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業補助金確定通知書（様式第4号）により交付決定施設に通知するものとする。  
（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の補助金の額の確定を受けた交付決定施設から、赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業補助金請求書（代理受領用）（様式第5号）の提出があった場合は、補助金を支払うものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、概算払の方法により補助金を支払うことができる。

（償還払による補助金の交付等）

第11条 第5条第3項の規定による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業補助金交付申請書兼請求書（償還払用）（様式第6号）に特定教育・保育施設に副食費を支払ったことが分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前条の規定による申請があったときの交付決定の手続、処理等については、第7条の規定を準用する。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定施設又は交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、その旨を赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、当該取消しに係る交付決定施設又は交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 市長は、第9条の補助金の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその差額の返還を命じるものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業補助金交付申請書（代理受領用）

年 月 日

赤穂市長 宛

住 所  
施 設 名  
代表者氏名  
電 話 番 号

赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業補助金の交付を受けたいので、赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業実施要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 対象施設名
- 2 交付申請額 円  
(内訳 )
- 3 交付対象月 年 月 ～ 年 月分
- 4 添付書類 (1)補助対象者が支払うべき副食費が分かる書類  
(2)その他市長が必要と認める書類



様式第3号（第8条関係）

赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業補助金実績報告書

年 月 日

赤穂市長 宛

住 所  
施 設 名  
代表者氏名  
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった赤穂市  
特定教育・保育施設給食費軽減事業補助金について、赤穂市特定教育・保育施設給  
食費軽減事業実施要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

添付書類 (1)事業実績書  
(2)その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第9条関係）

赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

赤穂市長

印

年 月 日付けで提出のあった実績報告書に基づき、次のとおり補助金の額を確定したので、赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業実施要綱第9条の規定により通知します。

交付決定額	円
増減額	円
確定額	円

様式第5号（第10関係）

赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業補助金請求書（代理受領用）

年 月 日

赤穂市長 宛

住 所  
 施 設 名  
 代表者氏名  
 電 話 番 号

赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業補助金について、赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業実施要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求内容

請 求 の 区 分	<input type="checkbox"/> 精算払	<input type="checkbox"/> 概算払
確 定（交 付 決 定）通 知 番 号	年 月 日 付 け	第 号
確 定（交 付 決 定）額		円
既 受 領 額	円	—
今 回 請 求 額	円	円

※精算払の場合は確定通知番号及び確定額を、概算払の場合は交付決定通知番号及び交付決定額を記載すること。

2 補助金の振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通	・	その他（ ）
口座番号			
(フリガナ) 口座名義			

様式第6号（第11条関係）

赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業補助金交付申請書兼請求書（償還払用）

年 月 日

赤穂市長 宛

（申請者）

住 所  
保護者氏名  
電話番号

赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業実施要綱第11条第1項の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

なお、申請に当たっては、この事業の実施に必要な私の世帯情報、特定教育・保育施設が保有する副食費の納付状況等を調査及び閲覧することに同意します。

（フリガナ） 対象児童名	生年月日	年 月 日 （ 歳）
施設名		

交付申請額 （ B の合計額 ）		円（ 年 月分～ 年 月分）			
対象月	施設に支払った副食費の額 A	A と 4,900円を比較して少ない額 B	対象月	施設に支払った副食費の額 A	A と 4,900円を比較して少ない額 B
4月			10月		
5月			11月		
6月			12月		
7月			1月		
8月			2月		
9月			3月		
B の合計額					

※特定教育・保育施設に副食費を支払ったことが分かる領収書等の写しを添付してください。

※対象となる児童が複数いる場合は、児童ごとに作成してください。

(裏面)

補助金振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ その他 ( )		
口座番号			
(フリガナ) 口座名義			

様式第7号（第12条関係）

赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業補助金交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

赤穂市長



年 月 日付け 第 号で交付決定した赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業補助金について、次のとおり取り消したので、赤穂市特定教育・保育施設給食費軽減事業実施要綱第12条第2項の規定により通知します。

- 1 施設名
- 2 交付決定額 円
- 3 取消額 円
- 4 取消後の補助金額 円
- 5 取消理由

## 報告 15

### 赤穂市保育施設一時支援金交付要綱の制定について

赤穂市保育施設一時支援金交付要綱が制定されるため、その内容につき次のとおり報告する。

令和8年3月30日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

#### 記

#### 赤穂市保育施設一時支援金交付要綱

##### (趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰等の影響を受けている保育施設に対し、光熱費及び食材料費等の価格上昇分の一部を支援することで保育施設の継続的かつ安定的なサービスの提供を図ることを目的として交付する赤穂市保育施設一時支援金（以下「支援金」という。）について、赤穂市補助金等交付規則（昭和63年赤穂市規則第4条）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

##### (対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、令和7年10月1日（以下「基準日」という。）において、市内の次に掲げる保育施設を運営する民間の事業者であって、今後も継続して運営を行う意思のあるものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定による認可を受けた保育所
- (2) 法第59条の2の規定による届出を行っている認可外保育施設

##### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表に定める額とする。

2 支援金の交付は、同一保育施設につき1回限りとする。

##### (交付申請等)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、赤穂市保育施設一時支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 施設の定員が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の交付申請等があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の可否を決定したときは、赤穂市保育施設一時支援金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、支援金の交付を決定する場合において、支援金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

4 市長は、支援金の交付を決定したときは、速やかに交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に支援金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、赤穂市保育施設一時支援金交付決定取消通知書（様式第3号）により、交付決定者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第7条 市長は、前条第1項の取消しの決定を行った場合において、当該取消しに係る部分に関し既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(帳簿の備付け)

第8条 交付決定者は、支援金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該支援金の交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(報告又は調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、支援金に関する事項について交付決定者に報告を求め、又は調査することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年3月1日から施行し、同年3月31日をもってその効力を失う。

別表（第3条関係）

定員規模 （人）	支援金の額 （円）
1～9	18,500
10～19	55,500
20～29	92,500
30～39	129,500
40～49	166,500
50～59	203,500
60～69	240,500
70～79	277,500

注1 定員規模は、基準日における保育施設の定員とする。

2 定員に定めがない施設は、18,500円とする。

## 報告 16

赤穂市スポーツ全国大会等出場激励金交付要綱の一部を  
改正する要綱の制定について

赤穂市スポーツ全国大会等出場激励金交付要綱の一部を改正する要綱が制定  
されるため、その内容につき次のとおり報告する。

令和8年3月30日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

### 記

赤穂市スポーツ全国大会等出場激励金交付要綱の一部を  
改正する要綱

赤穂市スポーツ全国大会等出場激励金交付要綱（令和2年赤穂市訓  
令甲第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「ただし、オリンピック採用種目」を「オリンピック  
種目に採用されたもの」に、「又はパラリンピック競技大会」を「  
パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会又はスペシャルオ  
リンピックス世界大会」に改める。

別表中「10,000円」を「5,000円」に、「50,000  
円」を「3万円」に、「250,000円」を「15万円」に、  
「20,000円」を「1万円」に、「100,000円」を「5万  
円」に改める。

### 付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

## 第10号議案

赤穂市特定教育・保育施設給食費補助金交付要綱を廃止する要綱  
の制定について

赤穂市特定教育・保育施設給食費補助金交付要綱を廃止する要綱を次のとお  
り制定したい。

令和8年3月30日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

### 記

赤穂市特定教育・保育施設給食費補助金交付要綱を廃止する要綱

赤穂市特定教育・保育施設給食費補助金交付要綱（令和2年赤穂市教育委員  
会訓令甲第2号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

## 第 1 1 号議案

赤穂市立学校等の目的外使用条例施行規則の一部を  
改正する規則の制定について

赤穂市立学校等の目的外使用条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定したい。

令和 8 年 3 月 3 0 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

### 記

赤穂市立学校等の目的外使用条例施行規則の一部を  
改正する規則の制定について

赤穂市立学校等の目的外使用条例施行規則（昭和 3 9 年赤穂市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 5 条ただし書き」を「第 5 条ただし書」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 5 条ただし書き」を「第 6 条ただし書」に、同項の表の左欄中「減免」を「還付」に、「申し出」を「申出」に改める。

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式

学 校 印	係 長	課 長	教 育 次 長	決 定 許 可 不 許 可	受 付			
					年	月	日	第 号
					決 定			
					年	月	日	第 号
<p>赤穂市立学校等の目的外使用願書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>赤穂市教育委員会 宛</p> <p style="text-align: right;">団 体 名 .....</p> <p style="text-align: right;">住 所 .....</p> <p style="text-align: right;">代 表 者 名 .....</p> <p style="text-align: right;">現 場 責 任 者 ..... TEL.....</p> <p>次のとおり使用したいので、赤穂市立学校等の目的外使用条例第2条の規定により許可願います。なお、許可のうえは条例、規則及び許可条件を遵守します。</p>								
使 用 目 的								
使 用 日 時								
自 年 月 日 午 ・ 時から 午 ・ 時まで 至 年 月 日 ..... 午 ・ 時から 午 ・ 時まで 自 年 月 日 日間 午 ・ 時から 午 ・ 時まで 至 年 月 日 午 ・ 時から 午 ・ 時まで								
使 用 箇 所								
赤穂市立 建物.....室 室数.....×.....=.....円 .....学校の校庭 .....円 屋内運動場 .....円								
※ 使 用 料								
¥ 千 百 拾 円 減 免 / <sub>100</sub> 千 百 拾 円 = ¥								
対 象 予 定 人 員								
使用設備等 机 脚 マイク設備 い す " 暗 幕 コツプ 個 照 明 湯 飲 み " 空 調 設 備								
校 長 意 見								
(条件等) <span style="float: right;">印</span>								

第2号様式中「／100 %」を「／100」に改め、「第5条」の次に「の規定」を加え、「赤穂市教育委員会宛」を「赤穂市教育委員会 宛」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

第 1 2 号議案

赤穂市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保  
措置実施計画（案）について

赤穂市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施  
計画（案）について、別紙のとおり決定したい。

令和 8 年 3 月 3 0 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

赤穂市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画（案）

令和 8 年 4 月

赤穂市教育委員会

# 赤穂市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）

## I 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

赤穂市教育振興基本計画が掲げる基本理念「“あすの赤穂”をになうところ豊かで自立する人づくり」の実現には、教育の担い手である教職員が心身ともに健康で、その能力を最大限に発揮できる環境の整備が不可欠である。

そのため本市では、業務量の削減や効率化、健康保持増進の取組を通じ、複雑化・困難化する教育課題に的確に対応できる質の高い教育体制を構築する。その取組に実効性を持たせるため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条に基づき本計画を策定し、教職員が情熱と誇りを持って子どもたちと向き合える「働きがいのある学校づくり」を推進する。

### (2) 赤穂市の現状

兵庫県では、教職員の勤務時間の適正化を目指し、これまで「教職員の勤務時間適正化プラン」をはじめとした計画の策定や、実効性が上がる業務見直の先進事例集を発信するなど、各学校・地域の実態に応じた取組を進めてきた。

令和2年4月には、業務量の適切な管理に関する規則および方針を策定し、これらに基づき、教職員の業務量の適切な管理や健康および福祉の確保を図るための取組を進めている。

また、令和5年度には、業務の削減・効率化のための「学校業務改善に関するガイドライン」を策定、令和6年度に全県共通目標及び全県共通取組を設定した。

さらに、令和7年5月には、保護者や地域に向けて、働き方改革の趣旨や取組への理解・協力を得るための県・市町共同メッセージを発出し、全県一丸となって取組を推進している。

以上の取組等を受け、本市では校務支援システムの更新や欠席連絡・学校配信文書のデジタル化といったICTによる物的支援に加え、スクールサポートスタッフや不登校児童生徒支援員、スクールソーシャルワーカー等の専門人材の活用を推進している。さらに、学校行事や会議の精査・改善を図る中で、教職員自らがワーク・ライフ・バランスを意識した働き方の改革を進めているところである。

こうした取組の結果、県立学校における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

1箇月時間外在校等時間	教職員数 <sup>※1</sup>	割合 <sup>※2</sup>
80時間超	33人	17.1%
45時間超	59人	30.6%

※1 令和6年度において1月でも月80時間または45時間を超えたことがある教員の実人数

※2 教員（主幹教諭・教諭）193人に占める割合

## 2 計画期間

令和8年度から令和11年度（4年間）とする。

政府の目標『令和11年度までに月平均30時間程度』を踏まえ、年度ごとに進捗評価を行う。

## 3 目標

### （1）時間外在校等時間に関する目標

教職員が“子どもたちと向き合う時間”や“授業の質を高める時間”を十分に確保できるよう、まず時間外在校等時間が月80時間超の教職員数をゼロにすることを最優先で目指す。また、全ての教職員の時間外在校等時間が月45時間以内となること、さらに、政府の目標である、1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に、1年間時間外在校等時間を360時間以下にすることを計画期間中の目標とする。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間以下の教職員の割合：100%
- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合：100%
- ・1年間における教職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間：30時間程度
- ・1年間時間外在校等時間：360時間以下

### （2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員が心身ともに健康で専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策に取り組み、働きやすい職場環境を整備する。また、すべての教職員が年次休暇を計画的に年間10日以上取得する。

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置

### （1）業務量の削減・業務の効率化

～「学校業務改善に関するガイドライン（令和6年3月策定）」の6つの取組の方向に基づく取組（全県共通取組）～

## ①教職員の意識改革

### ア ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、市内統一の学校閉庁日の設定継続
- ・管理職研修において、働きがいのある学校づくりに関する研修を継続実施

### イ「定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の実施

- ・定時退勤日：全教職員が定時に退勤する日を週1日以上実施
- ・ノー会議デー：会議を設定しない日を週1日以上実施
- ・ノー部活デー：部活動の休業日を設定（平日及び土日等の週休日にそれぞれ1日以上設定）する日を週2日以上実施（令和8年度まで）

### ウ「業務改善推進委員会」の設置

- ・全小中学校に業務改善推進委員会を設置し、現状の把握と取組について定期的に協議を開催

## ②業務の整理とマネジメント

### ア 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し<sup>1</sup>

### イ 部活動の「ガイドライン」に基づく、休養日・活動時間の遵守（令和8年度まで）

- ・「ノー部活デー」の実施【再掲】
- ・1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度

## ③ICT活用による業務の効率化

### ア 職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化

### イ ICT活用のための校内研修の開催

### ウ 欠席連絡アプリやアンケート・配布物のデジタル化、デジタル採点システム等の、ICTの積極的な活用

- ・ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備

## ④「チーム学校」としての業務改善

### ア 「業務改善推進委員会」の設置（再掲）

### イ 外部人材の配置と積極的な活用

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・スクールサポートスタッフ
- ・特別支援教育指導補助員
- ・不登校児童生徒支援員
- ・ICT支援員

<sup>1</sup> 6ページ以降に本市における「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組を記載

- ・国際理解サポーター
- ・スクールガードリーダー
- ・自然学校指導補助員
- ・部活動指導補助員（令和8年度まで）

#### ⑤制度・仕組みの見直し

- ア 学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程の編成・実施**
  - ・各学校の教育課程の編成を点検し、学校が時間割編成等の工夫を図るよう指導・助言を実施
- イ チーム担任制や交換授業の実施等の指導体制の工夫**
- ウ 学校行事・校時表・校内会議等の前例踏襲や慣習の見直し**
  - ・好事例集（「教職員の勤務時間適正化先進事例集～GPH200～」など）の取組を参考に指導体制を推進
- エ 教育委員会による各種調査・照会業務、行事・会議等の精選・見直し**
  - ・照会・回答様式や提出方法の工夫や頻度の見直しを実施
- オ 中学校部活動の地域展開推進**

#### ⑥執務環境の整備

- ア 5S活動「整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣づけ）」**
  - ・学校全体として、パソコン内の共有フォルダの整理や教材・備品等の整理・整頓など、5S活動を推進
- イ ハラスメントのない職場環境づくり**
  - ・ハラスメント防止指針の周知・徹底
  - ・管理職・一般職員研修の充実
  - ・相談窓口の活用周知

～「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組～

①学校以外が担うべき業務

ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・地域人材（スクールガードリーダー等）の活用促進
- ・地域の方々による、登下校「ながら見守り」の周知

イ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・各中学校区における赤穂市育成推進委員協議会の活動
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有

ウ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整

- ・学校運営協議会等を活用した地域への協力依頼の促進により、関係者間の連絡調整を実施

エ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校問題サポートチーム（播磨西教育事務所）への支援依頼
- ・弁護士法律相談事業（播磨西教育事務所）の活用
- ・赤穂市顧問弁護士への相談活用

②教師以外が積極的に参加すべき業務

ア 調査・統計等への回答

- ・市教育委員会から学校等を対象に実施する調査内容の見直しや、調査数等について把握・精選を継続実施し、数量を縮減
- ・校務DXの活用定着により、照会業務の効率化を推進

イ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・広報資料・ウェブサイトの作成・管理業務を担うための研修実施
- ・ICT支援員によるウェブサイト作成・管理の支援

ウ 校舎の開錠・施錠

- ・スクールサポートスタッフ等の外部人材の積極的な活用

エ 部活動

- ・部活動指導員補助員の配置【再掲】
- ・令和8年度夏以降の中学校部活動地域展開による、認定地域クラブ活動団体における活動
- ・認定地域クラブ活動団体において指導する教師への兼職兼業制度活用促進

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 給食の時間における対応

- ・栄養教諭による定期的な学校訪問と喫食指導

- ・食缶の運搬や配膳の補助作業等において、スクールサポートスタッフ等の外部人材を積極的に活用

#### **イ 授業準備**

- ・教材作成や配布物印刷等の準備作業において、スクールサポートスタッフ等の外部人材を積極的に活用
- ・ICT支援員による研修、助言を活かしたデジタル教材の作成

#### **ウ 学習評価や成績処理**

- ・評価資料集計やデータ入力等の作業において、スクールサポートスタッフ、ICT支援員等の外部人材を積極的に活用

#### **エ 学校行事の準備・運営**

- ・会場設営や環境整備、作成物の掲示等について、スクールサポートスタッフ、ICT支援員等の外部人材を積極的に活用
- ・小学校における自然学校指導補助員等の活用

#### **オ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応**

- ・特別支援教育指導補助員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の人材を活用した協働の促進
- ・各学校に「心の教室（校内サポートルーム）」を設置
- ・赤穂市青少年育成センター内に相談員を配置し、不登校児童生徒が校外でも通える「ふれあい教室」を設置
- ・毎月「ふれあい親の会」を開催し、悩みを持つ家庭の相談会・学習会を開催
- ・保護者・児童生徒からの電話相談・面接相談及び早期解決への協力支援に向けて複数のカウンセラーを配置
- ・フリースクール等民間施設へ通う児童生徒に対する財政支援
- ・日本語指導を必要とする外国人児童生徒の学校生活への早期適応を促進するため、多文化共生サポーター（兵庫県）、国際理解サポーター（赤穂市）を派遣
- ・播磨西教育事務所「学校問題サポートチーム」による支援の依頼

#### **～その他の取組～**

- ・兵庫県教育委員会作成「教職員の勤務時間適正化先進事例集 GPH200」に掲載されている取組を各校の実情や課題に応じて促進
- ・学校評価の結果に基づき学校運営の改善措置を講ずる取組が時間外在校等時間の長時間化につながらぬよう、本計画の目標などと整合性のあるものとなるよう指導と助言を実施
- ・教職員の校務の効率化や児童生徒の学びの充実に向けて、生成 AI 等の活用促進

## (2) 健康の保持増進

～ワーク・ライフ・バランスの推進や心の健康づくり計画に基づく取組～

- ・年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定継続（再掲）
- ・各学校における安全衛生委員会の定期的開催
- ・1箇月時間外在校等時間が月100時間超または2～6月平均80時間超の職員への産業医面談指導の実施
- ・心の健康問題についての相談窓口の活用周知
- ・心の健康づくり計画に基づき、各所属における年次目標を設定し、長期目標の達成に向けた取組を推進

### 心の健康づくり計画における長期目標

- 教職員一人ひとりが心の健康と勤労意欲を維持し、生き生きとやりがいを持って仕事ができること。
- 円滑なコミュニケーションを推進し、快適な職場環境を確保すること。
- 管理職を含む教職員全員が心の健康問題について理解し、心の健康づくりにおけるそれぞれの役割を果たせるようにすること。

## (3) 取組の実効性を高めるための推進体制の整備

- ・取組の主体となる赤穂市教育委員会と赤穂市立学校長による「赤穂市学校業務改善推進委員会」の定期開催を継続し、現状と課題の共有や有効な支援を検討する。
- ・各学校における安全衛生委員会の定期的開催（再掲）

## 5 今後のフォローアップ

- ・定例教育委員会、総合教育会議において、目標の達成状況、具体的措置の取組状況等を報告
- ・共同メッセージ等を活用し、学校ホームページへの掲載や、PTA・学校運営協議会等を通じて保護者や地域に理解促進と周知
- ・時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対し、個別の支援・指導を実施
- ・学校訪問をはじめ様々な機会を捉えて、各学校に本計画の内容とその趣旨を周知
- ・管理職向けのマネジメント等に関する研修の充実

第 1 3 号議案

赤穂市教育委員会人事異動について

赤穂市教育委員会の人事異動について、別紙のとおり発令したい。

令和 8 年 3 月 3 0 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 1 号の市委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の身分取扱に関する事件に該当するため非公開

その他

問題行動、いじめ・不登校の状況について

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不適當である事件に該当するため非公開